

平成30年11月30日

セーフティネット対策等に関する検討会 報告(提言)の概要

－「住まい」と「日常生活支援」の一体的提供による安心の実現を－

全国社会福祉協議会 政策委員会

検討会設置の趣旨と課題認識

- 地域共生社会の実現をめざす一方で、現実の地域にあっては、「今、まさに助けが必要な人」が適切な支援につながっていない現実がある。
- その代表的な例が、生活の基盤たる「住まい」を確保できない人びとの存在。
⇒ 「たまゆら火災」(平成21年)以来約10年が経過するも、無届けの宿泊所や集合住宅の火災により犠牲となる高齢者、障害者が後を絶たない。
- 地域共生社会実現のためには、地域のセーフティネット機能の強化が不可欠。

【課題認識】

- ① 「措置から契約へ」「福祉の普遍化」のなかで、自ら声を出せない人、自らサービスの選択や契約が困難な人を置き去りにしているのではないか。
- ② 生活保護制度の運用に課題があるのではないか(アセスメントや保護施設入所の判断)
- ③ 高齢者、障害者等の「住宅弱者」のための良質な「住まい」をいかに確保するか。

高齢者、障害者等の「住まい」と「日常生活支援」をめぐる課題

- ①民間賃貸住宅入居の困難さ(家賃滞納、孤立死等への不安から家主に抵抗感)
- ②公営住宅の不足(減少)、保証人確保の困難さ
- ③新たな住宅セーフティネット制度も十分に機能を発揮するには至っていない
→ 円滑入居賃貸住宅の登録目標17.5万戸に対し3,834戸(目標の2.2%、本年10月末現在)
→ 居住支援法人の指定 32都道府県で145法人、15県では未指定(本年10月1日現在)
- ④福祉施設への入所が適当な人が施設に入所できない現実
→ 養護老人ホームや救護施設等の不足、市町村による「措置控え」
※地方分権改革(権限・財源移譲)のなかで社会福祉の地域間格差が生じている
- ⑤被保護者等に対する伴走型支援の困難さ(ケースワーカー等の人数、経験の不足)



無料低額宿泊所、無届け施設、老朽化アパート等が受け皿となっている

提言 「住まい」確保と「日常生活支援」の一体的提供による安心の実現を

必要な予算確保を含む公的責任に基づく取り組みと、民間の創意工夫に基づく取り組み(社会福祉法人による「地域における公益的な取組」等)がともに重要。

「住まい」と「日常生活支援」が一体的に提供されてこそ「安心」が実現できる。

(1) 国および地方自治体に求められる取り組み

- ・養護老人ホーム、救護施設等、福祉施設の適切な設備
- ・養護老人ホーム等の措置控えの解消(国による地方自治体への適切な指導)
- ・緊急性ある場合の一時入所事業等、福祉施設の積極的な活用
- ・新たな住宅セーフティネット制度への取り組み強化(国による自治体への働きかけ)
⇒ 自治体による居住支援法人の指定、民間賃貸住宅家主の理解と協力を求めるための働きかけ
- ・居住の場としての無料低額宿泊所の設備・環境改善のための補助制度創設
⇒ 社会福祉法人やNPOが空き家を活用した宿泊所等を設置する場合の財政的支援
- ・行政(福祉事務所等)と社会福祉法人の連携による自立支援
⇒ 福祉事務所のケースワーク機能強化のための保護施設(救護施設等)の活用

提言（続き）

（２）社会福祉法人、NPO 等に期待される取り組み

- ・ 居宅生活と施設入所の中間的な性格というべき「地域居住」の場の提供
 - ⇒ 地域にある空き家の活用等によるグループホームや良質な無料低額宿泊所の設置
 - ⇒ 新たな住宅セーフティネット制度への協力（社協による居住支援法人としての取り組み）
- ・ 「住まい」と「日常生活支援」の一体的提供
 - ⇒ 住まい（場）と、見守り、生活相談、通院支援等の日常生活支援の一体的な提供
- ・ 就労支援と地域居住支援の一体的提供（ユニバーサル就労等の推進）
 - ⇒ 多様な働き方の提供による就労を通じた自立への支援
- ・ 課題を有する人びとと地域とのつながりの場の提供

「日常生活支援住居施設」の創設にあたって（意見・要望）

【日常生活支援住居施設とは】

平成 30 年 6 月成立の改正生活保護法に基づく 2020 年施行予定の新たな仕組み。無料低額宿泊所（第二種社会福祉事業の届出を行う宿泊所）その他の施設のうち、国が定める必要な要件に該当する施設に対し、日常生活上の支援が必要な被保護者に係る支援を委託し、その費用を支払う仕組み。

課題認識

- ・ 無料低額宿泊所の利用者は生活保護受給者に限らないなかで、生活保護法において制度を創設したことにより対象者が限定されてしまう。
- ・ 無料低額宿泊所に対する設備面での補助金制度を設けなければ、無届け施設から良質な宿泊所への転換は進まず、廃業により行き場を失う利用者が生じることも懸念される。

今後の制度設計に対する意見・要望

- ・ 現場実践における創意工夫への配慮
 - ⇒ 過度な規制強化によりこれまで努力してきた宿泊所の運営を阻害しないように
- ・ 被保護者以外であっても予防的観点から日常生活支援に係る委託費の対象とすべき
- ・ 委託する日常生活支援内容は大枠かつ柔軟な対応を可能なものとすべき
 - ⇒ 福祉施設とは異なり、見守り、生活上の相談、通院同行等、限定的な内容とすべき
- ・ 居室環境改善等のための補助制度の創設
 - ⇒ 良質な無料低額宿泊所への移行を進めるためには、設備改善のための補助制度が必要
- ・ 日常生活支援の委託の必要性に関する統一的な判断基準の作成（自治体間格差の防止）

今後さらなる検討が望ましいこと

本報告においては課題提起にとどまっており、厚生労働省、関係施設協議会等において、さらなる検討が望ましいこと。

- ① 保護施設のあり方について（セーフティネット施設としての機能強化の実現）
- ② 養護老人ホームの機能強化（要介護状態の入所者の増加等に対応した職員配置の強化）
- ③ 母子生活支援施設の積極的活用
 - ⇒ 未婚母子、DV 被害母子等の支援のため、婦人相談所、児童相談所による入所委託の導入
- ④ 無料低額宿泊所の基本的性格や有料老人ホームとの関係整理
- ⑤ 災害に備えたセーフティネット機能強化のための福祉施設の防災体制強化